

○公平委員会議事規則

制定 平成19年3月30日 公平委規則第1号

改正 平成20年3月28日 公平委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 公平委員会の会議は、必要あるとき委員長が招集する。

2 会議を開催する場合には、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(議事録)

第4条 議事録は、事務職員が作成する。

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を得て確定する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。